

今月号は、毎年町から町民の皆様に参加申し込みをご案内している、交通災害共済についてご紹介します。また、この「交通安全通信」は昨年の4月号より掲載を開始し、交通安全に関するマナーや注意すべき事項等について一年間お知らせしてきましたが、今月号をもちまして連載を終了いたします。みなさん一人ひとりが交通安全について考えていただき、今以上に安全安心な南越前町になっていくことを心より願っております。



南越前町交通指導員

【南越前町における過去の交通災害見舞金請求について】

(平成28年12月末現在)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
件数	32 件	17 件	26 件	22 件	12 件
支払額	2,010,000 円	2,950,000 円	2,260,000 円	1,890,000 円	610,000 円

★毎年様々な事故により怪我をして見舞金が支払われています。見舞金は、歩行中に自転車とぶつかって怪我をしても、一週間以上の治療期間があれば対象になります。
年々見舞金の支払額が少なくなっており、町民の皆さんの交通安全に対する意識が高まり、交通事故等の減少につながっているものと感じます。

年額一人**500円**の掛金で**2万円**～**最大100万円**の見舞金支払

平成29年度 交通災害共済 加入申込受付中!

福井県市町交通災害共済は、県内16市町(福井市除く)が共同で行っています。共済へ加入した方が万一交通事故にあった際に見舞金を支給する制度です。いざという時、あなたを守る交通災害共済です。家族そろっての加入をお勧めします。

- **共済期間** 平成29年4月1日～平成30年3月31日 ※ 中途加入の場合は、掛金納入の翌日から
- **共済掛金** 1人年額500円(加入は1人1口) ※ 中途加入の場合も同額
- **加入資格** 加入申込時に南越前町に住居登録がある方
- **加入方法** 加入申込書を各家庭にお届けしますので、いずれかの方法でお申し込みください。
① 区長さんを通じて申込み ② 直接役場会計室または各総合事務所に申込み
③ 県内福井銀行にて申込み(金融窓口振込締切は、10月末まで)
- **対象となる事故**
日本国内で自動車、自転車、路面電車などの運行に伴う接触、衝突、転落、その他の事故による人の死傷
- **災害見舞金請求方法**
総務課防災安全室または各総合事務所に問い合わせをし、請求手続きを行います。
- **請求に必要な書類**
 - ・ 加入者証
 - ・ 交通事故証明書
 - ・ 医師の診断書(死亡の場合は死亡診断書または死体検案書)
 - ・ 死亡の場合は、除籍謄本および災害見舞金の請求者の戸籍謄本
 - ・ その他必要と認める書類
- **請求期間** 災害見舞金の請求期間は、災害を受けた日から2年以内
- **災害見舞金**
 - 死亡：100万円
 - 傷害：災害の程度により2万から100万円※ 交通事故が天災等により発生したときや飲酒、無免許運転または重大な過失により発生したときは、見舞金の全部または一部を支払いません。

